別記様式第十九（第二十九条の四関係）

処　分　移　送　通　知　書

年　月　日

公安委員会　殿

公　安　委　員　会　印

道路交通法第103条第３項
道路交通法第104条の２の３第５項において準用する第103条第３項の規
道路交通法第104条の２の３第８項において準用する第103条第３項

定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

住　所	
氏　名	
免許証の番号	第　号　年　月　日　公安委員会交付
免許情報記録の番号	第　号　年　月　日　公安委員会記録等
免許の種類	
理　由	
備　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九（第二十九条の四関係）

処　分　移　送　通　知　書

年　月　日

公安委員会　殿

公　安　委　員　会　印

道路交通法第103条第３項
道路交通法第104条の２の３第５項において準用する第103条第３項の規
道路交通法第104条の２の３第８項において準用する第103条第３項

定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

住　所	
氏　名	
免許証の番号	第　号　年　月　日　公安委員会交付
免許の種類	
理　由	
備　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。